

2020年11月10日

株主各位

三重県津市岩田21番27号
株式会社 百五銀行
取締役頭取 伊藤 歳恭

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2020年11月9日開催の当行取締役会決議により、第206期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の中間配当金の支払いにつきましては、下記のとおりとなりますので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

当行定款の規定にもとづき、2020年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は信託受託者、登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金……………1株につき5円00銭
2. 効力発生日及び支払開始日……………2020年12月10日(木曜日)

以上

中間配当金のお支払いについて

○口座振込をご指定の方には、きたる12月10日付をもってご指定の口座へ振込の手続きをし、口座振込をご指定でない方には、12月9日に配当金領収証をお届けのご住所あてお送り申しあげる予定でございます。

「中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ」郵送廃止のお知らせ

○これまで株主の皆さまに郵便はがきでお知らせしていましたが「中間配当金支払いに関する決議のお知らせ」は、昨年より同はがきのご郵送を廃止し、当行ホームページでのご案内に代えさせていただいております。

株主の皆さまには、何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。